

令和7年7月15日

関係団体の長 殿

埼玉労働局労働基準部健康安全課長
埼玉県環境部大気環境課長
さいたま市環境局環境共生部環境対策課長

建築物・工作物の解体等作業に伴う石綿対策に関する説明会の
開催について（御案内）

平素より、労働行政及び環境行政への御理解、御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、令和2年より労働安全衛生法及び大気汚染防止法に係る石綿関係の法令や制度が改正され、現在に至るまで段階的に施行されているところですが、令和8年1月1日以降に着手する一部の工作物の解体又は改修工事から、「工作物石綿事前調査者」の資格を有する者に当該工作物に係る石綿の使用の有無について事前調査をさせるよう義務付けられることとなりました。

そのため、石綿関連法令についての理解を深めていただくよう、下記のとおり、説明会（会場とオンラインの併用）を開催いたします。

つきましては、傘下の会員の皆様に対する周知に御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 令和7年8月29日（金） 14：00～16：00
- 2 会 場 埼玉労働局14階雇用保険説明会場
（さいたま市中央区新都心11－2ランドアクシスタワー14階）
- 3 費 用 無料
- 4 申込方法 会場・オンライン共に受付サイトでの申し込み
（令和7年7月25日より受付開始となります。詳細は別添開催案内リーフレットをご覧ください。）

以上